

2012年度（平成24年度）実地指導における主な指摘事項について
（居宅サービス・施設サービス）

介護保険サービスにおける人員、設備及び運営並びに報酬に係る注意事項

【語句説明】

施設サービス:介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設

施設系サービス:施設サービス, 特定施設入居者生活介護

短期入所:短期入所生活介護, 短期入所療養介護 特定施設:特定施設入居者生活介護

福祉用具:福祉用具貸与, 特定福祉用具販売

【人員基準】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	訪問介護	訪問介護員等の員数	勤務形態一覧表等に記載された勤務時間と勤務実態が著しくかい離している。 《勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等（登録訪問介護員等）の勤務表の勤務時間数はサービス提供の実績（移動時間も含む）に即したものとすること。》
2	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護事業と「サービス付高齢者向け住宅」又は「家政婦サービス」に従事する従業員のそれぞれの勤務時間が不明確になっている。 《介護保険の訪問介護事業とそれ以外のサービスに従事する時間は明確に区分し、勤務実績の管理を行うこと。》
3	訪問介護	訪問介護員等の員数	常勤専従であることが必要なサービス提供責任者が他の事業所に勤務していた。 【配置不足となっていないような虚偽の書類を作成した場合は指定取消等の処分対象】
4	通所介護	従業者の員数	介護職員が、確保すべき勤務延時間数分の人員配置をしていない。【減算対象】
5	通所介護	従業者の員数	通所介護事業所に常勤として勤務すべき者が、同法人が運営する他事業所等と兼務している。《常勤として勤務する職員は、通所介護事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数は他事業所での勤務はできない。》
6	通所介護	従業者の員数	看護師又は准看護師を配置していない日がある。（利用定員が11人以上）【減算対象】 《(1)看護職員を配置していない(事業所に出勤していない)日に、密接かつ適切な連携が図れたとしても、当該日の利用者に対して本来なされるべき看護サービスが提供されたとは言えないことから、人員基準欠如の計算(※)上、当該日は延べ人数に含むことはできない。 (※)サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日が1を満たさない (2)定員が11人以上の場合にあつては、当日の利用者が10人以下であっても、看護職員の配置は必要となる。》
7	通所介護	従業者の員数	生活相談員の配置をしていない曜日がある。 《サービス提供日には、必ず配置が必要。また、サービス提供日において生活相談員又は介護職員のうち(※)1人以上は常勤職員を配置すること。》 (※)定員10人以下の場合は、生活相談員、介護職員又は看護職員
8	短期入所生活介護	従業者の員数	医師が配置されていない。《医師は1人以上配置すること。(基準該当サービスを除く)》
9	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具専門相談員の員数	福祉用具専門相談員が他の事業に従事するなどし、福祉用具貸与事業所の業務の従事時間が確保できておらず、配置員数が不足している。 《福祉用具貸与の業務に専従している時間が、常勤換算方法で2以上必要。》 【配置不足となっていないような虚偽の書類を作成した場合は指定取消等の処分対象】
10	居宅介護支援	管理者	管理者について、介護支援専門員証の有効期限が切れ、更新を行っていない。 《管理者は、介護支援専門員でなければならない。介護保険法では有効な介護支援専門員証の交付を受けている者を介護支援専門員という。 仮に、無資格者が介護サービス計画を作成した場合には介護サービス計画費は請求できない。》

(居宅サービス・施設サービス)

【設備基準】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	通所介護	設備および備品等	恒常的に、併設の同法人他事業所内で、機能訓練等のサービス提供を行っている。《設備等を変更する場合には、設備基準を確認したうえで、事前に指定権者へ協議を行い、変更届を提出すること。【P.59「変更届について」参照】》
2	短期入所生活	設備および備品等	併設の短期入所生活介護事業所の専用居室で、本体介護老人福祉施設の入所者に対してサービスを行っている。
3	介護老人福祉施設	設備および備品等	静養室等について用途に応じた利用をしていない。 サービス・ステーションが利用者のデイルームとして活用されている。 《設備の用途に変更がある場合には、設備基準を確認したうえで、事前に指定権者へ協議を行い、変更届を提出すること。》

【運営基準】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書と、運営規程、運営実態との内容が一致していない。 《整合性を図ること。また、不備・記載漏れ等内容の修正を行うこと。》
2	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書について、利用者に対し説明していない。又は説明しているが交付していない。《利用者又はその家族に重要事項を記載した文書を交付し、説明の上、同意を得ること。》
3	全サービス共通	受給資格の確認	継続してサービスを利用している利用者の被保険者証を確認していない。
4	全サービス共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅介護支援事業者からケアプランの提供を受けていない。《必要に応じて介護計画書を修正すること。》
5	全サービス共通 (施設サービス及び訪問入浴介護を除く)		居宅介護支援事業者からケアプランの提供を受けているが、利用者の同意があったケアプランかどうかの確認ができない。
6			各サービス計画書が、居宅サービス計画に沿った内容で作成されていない。
7	全サービス共通 (居宅介護支援、 特定施設 、施設サービスを除く)	居宅サービス計画等の変更の援助	ケアプラン変更の必要があったにも関わらず、居宅介護支援事業者に連絡していなかったため、居宅サービス計画書の見直し、サービス計画書の修正がされていなかった。 《ケアプラン及びサービス計画書に記載のあるサービスが、実際はサービス提供不要とのことで提供されていなかった。》
8	全サービス共通	サービスの提供の記録	サービス提供に係る記録を紛失している。 《サービス提供の記録方法が煩雑などの理由で記録漏れが発生することが多い。転記を減らす記録方法、様式等の見直しや複数の従業者による確認などの検討を行うこと。》 【虚偽の記録を作成した場合は、指定取消等処分の対象】
9	施設系サービス	サービスの提供の記録	利用者の介護保険被保険者証に、入所についての記載が漏れている。
10	全サービス共通	利用料等の受領	特別の事情がある利用者に対し、給付限度額を超えた、自費対応部分の利用料について請求していない。《特別の事情があったとしても、利用者間の公平の観点から、給付限度額を超えた自費負担について、法定代理受領サービスとの間に不合理な差額を設けないこと。》
11	全サービス共通	利用料等の受領	日常生活費等の受領にあたり、利用者から同意を得ていない。【資料19「 その他日常生活費 」等の取扱いについて」参照】
12	全サービス共通	基本取扱方針	自ら提供するサービスの質の評価を実施していない。
13	全サービス共通 (訪問入浴介護を除く)	サービス計画の作成	サービス計画の内容と実際のサービス提供内容が異なっている。
14	全サービス共通 (訪問入浴介護を除く)	サービス計画の作成	サービス計画を変更した場合に、その計画を再作成し、利用者の同意を得ていない。

(居宅サービス・施設サービス)

	サービス種別	基準項目	指摘事項
15	全サービス共通 (訪問入浴介護を除く)	サービス計画の作成	サービス計画が作成されていない。 《(1)サービス提供は計画を基に行われるものであり、暫定的に作成したものでよいので、サービス提供開始までには、計画を作成し、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得た上で交付すること。 (2)利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画を作成すること。また、要介護認定更新時、区分変更時においても、必要に応じて計画の見直しを行うこと。》
16	全サービス共通	管理者の責務	管理者が従業者に対して、基準遵守のため必要な指揮命令を行っていない。
17	全サービス共通	勤務体制の確保等	勤務表が作成されていない。 《管理者の出勤が確認できる書類が整備されていなかった。》
18	全サービス共通	勤務体制の確保等	勤務表について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者が明確でなかったため、明確にすること。
19	全サービス共通	勤務体制の確保等	従業者の資質向上のため、研修の機会を確保していない。
20	全サービス共通 (訪問系サービス除く)	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施していない。
21	全サービス共通 (訪問系サービス除く)	非常災害対策	風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定していない。
22	施設サービス	衛生管理等	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」が作成されていない。
23	訪問系サービス	衛生管理等	従業者の健康状態について必要な管理(健康診断等)を行っていない。
24	全サービス共通 (福祉用具除く)	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。
25	全サービス共通	秘密保持等	従業者であった者が、退職後も業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていない。
26	全サービス共通	秘密保持等	利用者の個別ファイルが訪問者から見えないよう対策を講じていない。
27	全サービス共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
28	全サービス共通	事故発生時の対応	市町村への事故発生時の報告がなされていなかった。 《事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者の居宅介護支援事業者等へ連絡すること。》
29	全サービス共通	事故発生時の対応	事故発生時の対応方法が定められていない。
30	施設サービス	事故発生時の対応	「事故発生の防止のための指針」が作成されていない。
31	全サービス共通	会計の区分	併設事業所等の会計と当該事業の会計が区分されていない。
32	全サービス共通	記録の整備	利用者に対するサービス提供の記録を、その完結の日から2年間保存していない。 【資料20「記録の整備について」参照】
33	全サービス共通	高齢者虐待の防止	言葉遣いが荒い介護職員等の言動について、一部の利用者にとっては心理的虐待となっている。 《高齢者虐待について、事業所全体で理解を深め、防止すること。》
34	全サービス共通 (施設サービス及び短期入所、特定施設)	身体的拘束等の禁止	身体的拘束を行っており「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件を真に満たしているかの検討、身体的拘束等の態様・時間・その際の心身の状況・緊急やむを得ない理由の記録、廃止に向けた検討の取組みが不十分だった。 《管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成すること。》

(居宅サービス・施設サービス)

	サービス種別	基準項目	指摘事項
35	全サービス共通 (施設サービス 及び短期入所、 特定施設)	身体的拘束等の 禁止	身体的拘束を行っているが、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない。【施設サービスについては減算対象】
36	全サービス共通 (施設サービス 及び短期入所、 特定施設)	身体的拘束等の 禁止	施設として身体拘束と認識できていない事例があった。
37	訪問介護	介護予防訪問介 護の具体的な取扱 方針	少なくとも1月に1回は利用者の状態、サービス提供状況を介護予防支援事業者に報告する必要があるが、報告の記録がない。 《居宅サービスについても、サービスの提供状況についてはサービス利用票等で介護支援専門員等へ報告すること。また、モニタリングを行った結果についても、定期的に介護支援専門員等への報告を行うことが望ましい。》
38	訪問看護	訪問看護計画書 及び訪問看護報 告書の作成	訪問看護計画書を利用者に説明し同意を得た記録がない。 《訪問看護計画のサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容等を説明し、利用者の同意を得ること。》
39	通所介護	勤務体制の確保	営業時間内に、従業者が配置されておらず、併設他事業所の従業者が対応している。 《通所介護事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託可》
40	通所介護	指定通所介護の 基本取扱方針及 び具体的な取扱 方針	通所介護計画に位置づけないまま、外出サービスを行っている。 《事業所内でのサービス提供が原則であるが、①あらかじめ通所介護計画に屋外でのサービス提供を位置付けるとともに、②効果的な機能訓練等のサービスが提供できることなどの条件を満たしていることが必要である。これは花見も例外ではない。【資料21「通所介護における外出サービスについて」参照】》
41	通所介護	指定介護予防通 所介護の取扱方 針	少なくとも1月に1回は利用者の状態、サービス提供状況を介護予防支援事業者に報告する必要があるが、報告の記録がない。 《居宅サービスについても、サービスの提供状況についてはサービス利用票等で介護支援専門員等へ報告すること。また、モニタリングを行った結果についても、定期的に介護支援専門員等への報告を行うことが望ましい。》
42	通所介護	運営規程	入浴設備が他の事業所・施設等と共用であること及び入浴時間帯の設定等の共用条件を満たしている旨を記載していない。【資料23「通所介護事業所に設置する入浴設備を他の事業所・施設等と共用する場合の取扱いについて」参照】
43	通所介護	定員の遵守	利用定員を超えてサービス提供を行っている。 《月平均で定員を超えた場合に減算の対象となるが、減算の対象とならない場合であっても、サービス提供日においては、非常災害等やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて指定(介護予防)通所介護の提供を行わないこと。》
44	短期入所生活	短期入所生活介 護計画の作成	4日以上連続して利用する利用者の計画が作成されていない。 《4日以上連続して利用する場合は、短期入所生活介護計画を作成すること、その際には利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たうえで、交付すること。また、4日以上連続して利用しない場合であっても、定期的に利用している者については、効果的・効率的なサービス提供の観点から計画を作成することが望ましい。》
45	外部サービス利 用型特定施設入 居者生活介護	サービス提供の 記録	サービス提供に関する記録について、受託居宅サービスと特定施設サービスが区別されず、同一事業所が実施したかのように記録されている。 《特定施設事業者は、 ①自ら行う利用者の安否確認、生活相談、計画作成の方法等を記録するとともに、 ②受託居宅サービス事業者に対し、当該サービス提供の実施状況を把握するため、日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書で報告させること。 また、サービス提供実績の記録と請求内容が異なる。訪問介護サービスの実施記録は、受託居宅サービス事業所から報告を受け、保管しておくこと。》

(居宅サービス・施設サービス)

	サービス種別	基準項目	指摘事項
46	福祉用具貸与・販売	衛生管理等	福祉用具の保管や消毒等を委託する場合、委託先の業務内容を定期的に確認していない又は確認結果を記録していない。 《福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響しない業務を委託した場合は業務の実施状況を定期的に確認し記録すること。》
47	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	暫定プランは作成されていたが、要介護変更認定を受けた際に、居宅サービス計画が作成されていない。
48	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (アセスメント)	アセスメントが行われていない。又は、居宅を訪問して行われていない。 《アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行うこと。》【運営基準減算】
49	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (サービス担当者会議)	サービス担当者会議が開催されていない。 《サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。》【運営基準減算】
50	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (利用者への説明と同意)	居宅サービス計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ていない。 《利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画について説明し、同意を得た上で、交付すること。》【運営基準減算】
51	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (モニタリング)	モニタリングのために居宅訪問を行っていない。 《少なくとも月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。》【運営基準減算】
52	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (モニタリング)	モニタリングの内容を記録していない。【運営基準減算】
53	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (医療系サービス)	医療系サービスを居宅サービス計画に位置付けているが、主治医等の意見及び指示を求めている、又は記録されていない。
54	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (福祉用具)	福祉用具の貸与又は販売を居宅サービス計画に位置付けているが、必要な理由を記載していない。 《福祉用具の必要性について十分検討せずに選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。》
55	居宅介護支援	「通院等乗降介助」の算定	通院等乗降介助の算定に当たっては、総合的な援助の一環として居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、通院等乗降介助が必要な理由等が居宅サービス計画に明確に記載されている必要があるが、これらが明記されていない。
56	居宅介護支援	訪問介護における「生活援助中心型」の算定	居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容等について記載する必要があるが、これらが明記されていない。
57	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (一連の業務)	軽微な変更該当しないにも関わらず一連の業務が実施されていない。 又は居宅サービスの計画の変更時(一部のサービスが終了するなどサービスの減少において、一連の業務を実施していない。【運営基準減算】 【長期間に渡って必要な業務が行われていない場合は、指定取消等の処分対象】